

令和6年度 喀痰吸引等研修(第一号・第二号研修)

受講者募集要項 (静岡県開催)

- 1 【目的】 特別養護老人ホームや障がい者支援施設等において、必要なケアをより安全に提供するため、適切に喀痰吸引等を行うことができる介護職員等を養成します。
- 2 【対象】 介護保険施設や障がい者(児)支援施設等で勤務する介護職員等(介護福祉士を含む)
- 3 【研修内容】 不特定の対象者に対する 喀痰吸引「口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部」
経管栄養「胃ろう又は腸ろう、経鼻」に関する研修
[基本研修(講義50時間 + 演習 + 筆記試験)] + [実地研修(受講生施設)]
(人工呼吸器装着者の喀痰吸引については別途、演習が必要となりますので必ずお申込み下さい)

【WEB配信 (オンデマンド形式) による研修について】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、講義部分については、WEB配信(オンデマンド形式)による研修を実施いたします。

- (1) WEB配信(オンデマンド形式)による研修実施は、研修1回目から6回目の全6回となります。
※研修7回目、8回目(演習)、筆記試験については、各会場にて実施いたします。
- (2) 受講場所は施設でも受講生のご自宅でも構いません。以下の環境が整っているかご確認ください。
 - インターネット環境が整っている(Wi-Fi・有線LANなど)
 - ・携帯電話の回線やポケットWi-Fiは契約内容により、回線使用料が高額になる恐れがあるため、事前にご確認ください。(※研修受講に伴う回線使用料につきましては研修機関で負担いたしません。)
- (3) WEB配信による動画の1日あたりの時間は、概ね7時間程度です。(計:42時間程度)
- (4) 指定期間内にすべての動画を視聴し、理解度確認の課題を筆記試験の当日に提出してください。
 - ※WEB動画の配信期間、課題の提出期限があります。計画的に学習を進めてください。
 - ※WEB配信の動画は、配信期間中であれば何度でも視聴することができます。
 - ※課題は筆記試験の当日に、研修会場で提出してください。
 - 提出できない場合は、筆記試験以後の研修受講ができなくなります。

4 【受講料金 (消費税込)】

■第一号・第二号研修 (基本研修及び実地研修)		
<ul style="list-style-type: none"> ●受講料……………82,500円 ●賠償責任保険料……………2,000円(非課税) ●テキスト料…………… 2,420円 <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">※受講料：86,920円(振込額)</p>	その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ●基本研修補講料 ……5,500円 (別途徴収) ●演習補講料……………8,800円 (別途徴収) ●筆記試験補講料 ……5,500円 (別途徴収) ●筆記再試験料……………5,500円 (別途徴収) ●演習料(人工呼吸器付) ……………16,500円 (1行為/別途徴収) <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">※その他費用については発生時にお振込みをお願いします。</p>
■第一号・第二号研修 (実地研修のみ) ……随時受付		
<ul style="list-style-type: none"> ・養成施設等の教育課程において医療的ケアの科目を修了している方(実地研修のみ) ・第二号研修(実地研修)の一部又は、全課程を修了している方(実地研修のみ) <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">※受講者が従事している施設等において実地研修を行うことができる方対象 (実地研修先のご紹介はしていません)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受講料……………16,500円 ●賠償責任保険料……………2,000円(非課税) <p style="text-align: right; color: red; font-weight: bold;">※受講料：18,500円(振込額)</p>		

【受講料助成制度】 第一号・第二号研修は教育訓練給付制度指定講座となっております。

5 【日程及び会場等】

	第1回			第2回			第3回
申込期限	2/28～3/31	2/28～4/8	2/28～3/28	5/15～7/8	6/8～8/8	3/9～5/9	9/28～11/28
会場 研修	東部会場 聖隷沼津 病院 (沼津市)	中部会場 シズウェル (静岡市) 他※1	西部会場 聖隷研修 センター (浜松市)	東部会場 聖隷沼津 病院 (沼津市)	中部会場 シズウェル (静岡市) 他※1	西部会場 聖隷研修 センター (浜松市)	西部会場 聖隷研修 センター (浜松市)
1～6回目 (動画視聴)	4/22～ 6/11	5/2～ 6/29	4/15～ 6/7	8/1～ 9/17	9/2～ 10/26	6/3～ 8/2	12/23～ R7.2/21
7回目 (各会場)	5/24	6/25	6/3	8/30	10/22	7/29	R7.2/17
8回目演習 ※2 (各会場)	5/31～ 6/1	6/26～ 6/28	6/4～ 6/6	9/6 9/7	10/23～ 10/25	7/30～ 8/1	R7.2/18～ 2/20
筆記試験 課題提出日 (各会場)	6/12	6/18	5/28	9/18	10/16	7/17	R7.2/5
合否発表 (ホームページ)	6/12 16:00	6/18 16:00	5/28 16:00	9/18 16:00	10/16 16:00	7/17 16:00	R7.2/5 16:00
その他日程 ※3 (各会場)	補講日: 6/7 予備日: 6/5 再試験: 6/19	補講日: 6/29 予備日: 6/29 再試験: (法人本部): 6/21	補講日: 6/7 予備日: 6/7 再試験: :5/30	補講日: 9/13 予備日: 9/11 再試験: 9/25	補講日: 10/25 予備日: 10/25 再試験: (法人本部): 10/18	補講日: 8/2 予備日: 8/2 再試験: 7/19	補講日: 2/21 予備日: 2/21 再試験: 2/7
定員※4	30名	30名	40名	30名	30名	40名	40名

※1: 中部会場の「その他日程(補講日・再試験)の会場」は、「法人本部(元城町)」となります。

※2: 研修8回目は、いずれか1日の受講となります。(受講日は、研修機関で決定いたします。)

※3: 再試験日は、午前中に試験補講、午後に再試験を実施する予定です。

※4: 定員は、感染症予防対策等など、その他都合により調整する場合があります。

6 【申込方法】

聖隷事業団ホームページ内 manaable 研修サイト(外部サイトリンク)からお申込みください。

申し込みでは、お知らせなど通知メール用の個人のメールアドレスを入力いただきます(入力間違いがないか確認ください)。

また、研修申込に際し、研修の一部履修免除を証明する修了証等のコピー(別紙4に該当する人と介護福祉士)、「実地研修に係る確認書」、「看護師免許証の写し」、「医療的ケア教員講習会修了証の写し」等が必要です。提出方法は、アップロード、郵送、Fax から選択できます。

7 【支払方法】

研修申し込みが完了し承認されますとお支払いの案内通知メールが届きます。メール内のリンクからログインし、お支払い方法を選択の上、お手続きください。

(または manaable 研修サイトにログイン ▶ 研修詳細 ▶ お支払いボタン)

留意事項 ☞ 振込いただいた受講料については、**返金いたしません**のでご承知おきください。

☞ 選択された振り込み方法により掛かる振込手数料のご負担をお願いいたします。

8 【申込期間】 上記4【日程及び会場等】をご参照ください。

(令和6年度4月開催の研修の申し込みは、2/28から順次開始予定です。)

日程ごとに、申込締切日がありますのでご注意ください。

※「実地研修のみ」の研修申込は、随時受付しております。

喀痰吸引等研修(第一号・第二号研修) 注意事項

〈個人情報について〉

ご入力いただいた内容は、本研修事業に関する手続きにのみ使用いたします。
提出された書類については、返却いたしませんので予めご了承ください。

1 申し込みに際しての確認事項

- 1) 自施設(同一法人・関連法人等)の、対象利用者数をご確認いただき申込欄に入力ください。
- 2) 同一法人・関連法人等の場合はサービス種別も申込欄に入力ください。

2 研修について

1) 基本研修

講義(オンデマンド形式)及び演習(シミュレーター演習)を行い筆記試験での合否判定をいたします。

2) 実地研修

(1) 自施設(同一法人・関連法人等)において、実地研修を実施していただきます。

(2) 実地研修は、臨床等での実務経験が5年以上あり、喀痰吸引等指導者講習または、医療的ケア教員講習会の修了者に準じた知識や技術を有している正看護師の指導の下、医療的ケアの必要な利用者に対し、習得すべき行為毎の実施回数以上の実地研修を実施した上で、実地研修評価票の全ての項目について指導看護師が評価を行います。

【指導看護師は、喀痰吸引等指導者講習または医療的ケア教員講習会を修了していることが望ましい。】

留意事項 ☞ 指導については、(中央法規出版) 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト指導者用を参考にしてください。

3 研修の修了及び認定証の発行について

今回の研修修了者に対して「修了証書」を交付します。

留意事項 ☞ 実際にたんの吸引等の特定行為を行うためには、修了証書受領後、「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けるため、県に申請を行う必要があります。

☞ 「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けた介護職員等が、たんの吸引等の医療的ケアを行う事業者は、別途都道府県に「登録特定行為事業者」としての登録申請が必要です。

4 研修の一部履修免除者について

以下に定める者については、一部履修免除等の適応となります。

- 1) 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」(平成22年4月1日医政発第0401第17号 厚生労働省医政局長通知) に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者。

(履修の範囲) 基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」及び実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」

- 2) 養成施設等の教育課程において医療的ケアの科目を履修した者。

(履修の範囲) 基本研修又は、基本研修及び実地研修(修了した行為に限る)

- 3) 喀痰吸引等研修(第二号研修)を修了した者。

(履修の範囲) 基本研修及び実地研修(修了した行為に限る)

5 受講決定までの流れ

